

沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年沖縄県条例第82号）の一部を次のように改正する。

第7条中「、文書の交付又は規則で定める方法により明示して説明し」を「記した文書を交付して説明を行い」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合にあっては、文書の交付以外の規則で定める方法によることができる。

第9条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第14条第3項中「前2項により、入所者から」を「入所者から前2項の」に改める。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

（緊急時等の対応）

第25条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第5条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第29条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第47条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第51条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第54条中「第7条第1項」を「第7条」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、指定介護老人福祉施設の運営に関する基準を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。